

赤字削減・解消計画について

1 基本的な考え方

- 国保財政を安定的に運営していくためには、原則として、必要な支出を保険料や国庫支出金等により賄うことにより、国民健康保険特別会計の収支を均衡させることが重要
- 決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入や前年度繰上充用が行われている現状
⇒ 国保運営方針で赤字削減・解消に向けた方向性を定め、国通知に沿って、赤字削減・解消を計画的に進めるべきこととしている。

(1) 削減・解消すべき赤字

- 一般会計繰入金(法定外)のうち、決算補填等目的の額
- 前年度繰上充用金のうち、対前年度新規増加額

(2) 赤字削減・解消計画を策定する市町村

前年度決算において、削減・解消すべき赤字が発生した市町村であって、翌年度までに赤字の解消・削減が見込まれない市町村

(3) 赤字削減・解消計画の公表

国等において給付と負担の見える化が強く求められており、保険者努力支援制度の評価指標にも位置づけられている。このため令和元年度から県において赤字削減・解消計画を公表している。

2 赤字削減・解消計画の策定状況

令和3年度に赤字削減・解消計画を公表する市町村数は28であった。内訳は以下のとおり。

対象 市町 村数	左の内訳			
	計画の期間 (6ヵ年分)	市町 村数	赤字額計	備考
2021年度 (令和3)	2018～2023年度 (平成30～令和5)	24	2016(平成28) 年度 9,485,633千円	前年度から2市町減少
	2019～2024年度 (令和元～令和6)	1	2017(平成29) 年度 390,808千円	前年度と同数
	2020～2025年度 (令和2～令和7)	2	2018(平成30) 年度 130,000千円	前年度と同数
	2021～2026年度 (令和3～令和8)	1	2019(令和元) 年度 441,437千円	新たに1市增加

※ 国は赤字削減・解消計画の対象期間を基本的に6年としているため、計画期間を6年として整理しているが、各市町村の計画においては、必ずしも6年で赤字解消が図られるものではない。

資料4

3 決算補填目的等の法定外一般会計繰入の状況

過去3カ年度の決算補填目的等の法定外一般会計繰入の状況は以下のとおり。金額及び市町村数は減少傾向にあり、令和2年度決算においては、金額で約26億円の削減、繰入市町村数は26となつた。

区分／年度	平成30年度決算		令和元年度決算		令和2年度決算	
	金額(千円)	市町村数	金額(千円)	市町村数	金額(千円)	市町村数
一般会計繰入金(法定外繰入)計	15,386,716	48	14,757,901	46	12,295,066	47
うち 決算補填 目的	決算補填 保険料収納不足等 高額療養費貸付金	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
決算補填 政策	保険料負担緩和 地方単独の保険料軽減 任意給付に充てるため	5,606,338 61,736 1,422	28 2 1	5,198,877 60,988 1,303	28 2 1	2,638,311 57,430 0
過年度の 赤字	累積赤字補填 公債費等、借入金利息	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	計	5,669,496	28	5,261,168	28	2,695,741
						26

※ 「決算補填等目的」は、一つの市町村で複数の該当項目があるため、「市町村数」の計と内訳項目は一致しない。

【参考】

国は、法定外繰入等の解消や保険料水準の統一の議論を進めることが重要として、都道府県国保運営方針について、保険料の水準の平準化や財政の均衡に関して記載事項に位置付けることとしている。

〔国民健康保険法改正(令和6年4月1日施行)〕